

(4) たばこ税の見直し

① たばこ税の税率の引上げ

高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、国及び地方のたばこ税の税率を1本当たり3円(1箱当たり60円)引き上げます。

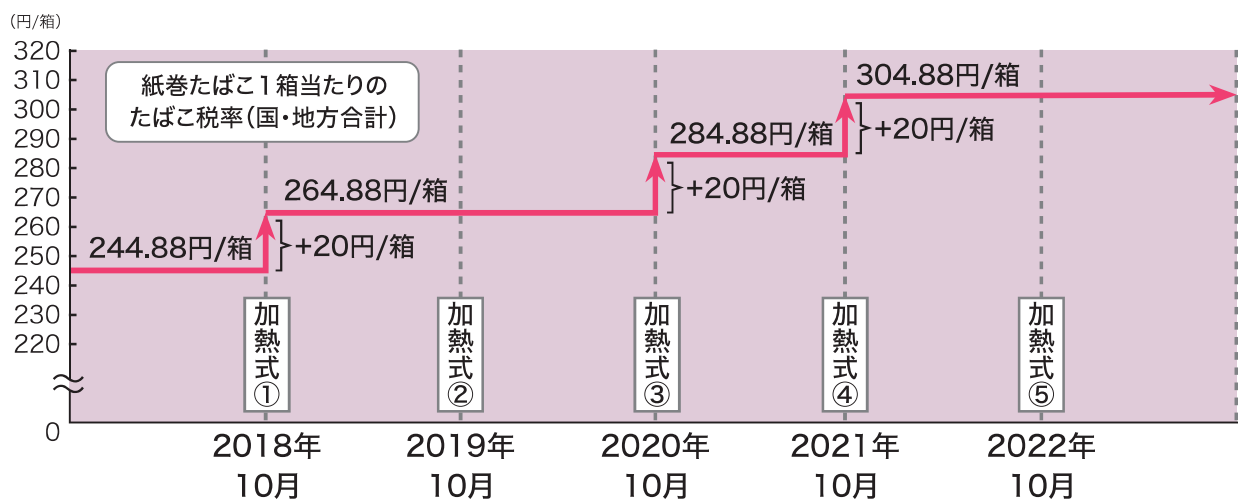
※消費者・葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響に配慮し、平成30年(2018年)10月1日から1本当たり1円(1箱当たり20円)ずつ3回に分けて段階的に実施します。

② 加熱式たばこの課税方式の見直し

近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直します。

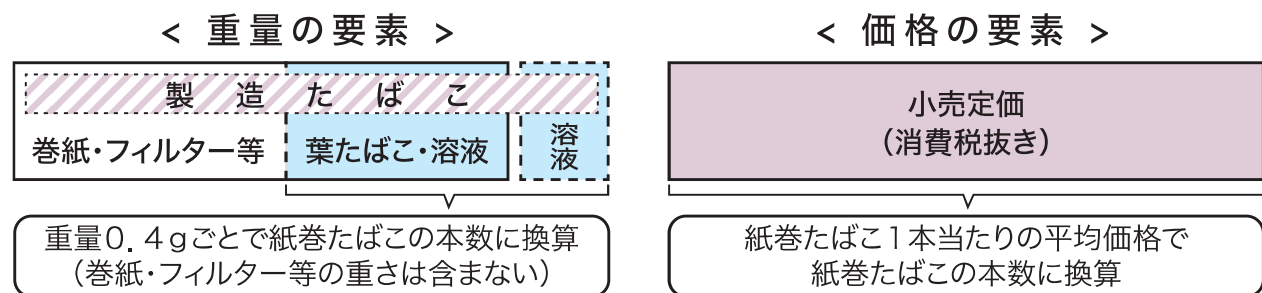
※開発努力を行った企業や消費者への影響に配慮し、平成30年(2018年)10月1日から5回に分けて段階的に移行します。

たばこ税の見直しスケジュール



- (注) 1. 旧3級品の紙巻たばこの税率は、平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)9月30日までの間は、186.24円/箱となります。
2. 「加熱式①～⑤」は、加熱式たばこの課税方式の段階的見直しの実施時期です。
3. 製造たばこの小売定価の改定については、たばこ事業法に基づき、たばこメーカー等が申請を行い、財務大臣の認可を受けることとされています。

加熱式たばこの新課税方式



「重量」と「価格」の要素は、1:1の比率で紙巻たばこの本数に換算

- (備考) 1. 改正前は、加熱式たばこは「パイプたばこ」の課税区分に分類され、製品重量1gを紙巻たばこ1本に換算し、紙巻たばこの税率が適用されています。
2. 新課税方式への経過期間中は、見直しの段階ごとに、従来の課税方式による紙巻たばこへの換算本数を1/5ずつ減らし、新たな課税方式による紙巻たばこへの換算本数を1/5ずつ増やします。